国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　別表第一号から第五十七号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は当該国税の納付を行おうとする者　氏名（法人については、名称。以下この号及び第四項第一号において同じ。）、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）

ロ　別表第五十八号から第七十四号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者　氏名及び住所又は居所

第四条第四項第一号中「（法人については、名称）及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

附　則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項及び第四項の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項又は第四項の規定による届出について適用し、同日前に行われた改正前の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項又は第四項の規定による届出については、なお従前の例による。

○財務省令第六十四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第六条の二第六項及び第十一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「場所の所在地」の下に「（法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を有する者にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同項第三号イ及び第四号イ中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する外国法人にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同項第五号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。次条第二項において同じ。）」を加え、「及び本店」を「、本店」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

第三条第二項第一号中「及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地）」を「、住所若しくは居所及び個人番号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号とし、当該認定相手国居住者等が法人番号を有する外国法人である場合には、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号とする。）」に改める。

附　則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に提出する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二第六項の申請書又は同条第十一項の書類について適用し、同日前に提出した同条第六項の申請書又は同条第十一項の書類については、なお従前の例による。

○財務省令第六十五号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第八号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び納税地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地が異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）」に改める。

附　則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第三条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書について適用し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書については、なお従前の例による。

○財務省令第六十六号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第九条の二第一項及び第二項、第十九条第十項、第二十条第三項、第五項及び第十七項、第二十七条第十項、第二十八条第四項、第六項及び第十八項並びに第三十八条の三第二項、第四項及び第六項の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎